

平成21年度 商標出願動向調査報告書

－ マクロ調査 － (要約版)

<目次>

第1章	調査の概要	1
第2章	各国・機関の商標出願・登録動向	4
第3章	商標制度と商標出願動向	24
第4章	経済・産業状況と商標出願動向	25
第5章	グローバル企業の国際的な商標出願動向	28
第6章	総合分析	29

平成22年3月

特 許 庁

問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課 技術動向班

電話：03-3581-1101（内線2155）

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

我が国が国際経済社会の中で競争力を維持し発展を続けていくためには、世界に先んじた知財戦略を構築し、我が国企業等が国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが求められている。

そして、企業においては、経済のグローバル化が進展する中、日本国内だけでなく、世界規模での商標出願動向をも視野に入れ、商標出願戦略、ブランド戦略を策定していく必要がある。

そこで商標に関する主要国・機関である日本、米国、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）、欧州諸国、中国、韓国及び代表的なアジア諸国等の商標出願動向を調査し、その特徴の分析を行うと共に、その背景と考えられる各地域における経済・産業状況等を調査し、商標出願動向との関連を分析する。

また、グローバルに事業展開を行っていると思われる企業の商標の出願状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。

これらの状況を把握することは、特許庁における対外施策の企画立案のための基礎資料を整備する上で活用できるとともに、企業活動等においても、海外への商標出願戦略の策定を支援するための有益な情報となり得るものである。

第2節 調査の分析方法

1. 調査内容

- (1) 日本・米国・欧州共同体商標意匠庁（以下「OHIM」という。）・欧州諸国・中国・韓国及び代表的なアジア諸国等（以下「各国・機関」という。）に出願された、商標の直接出願件数及び出願区分数及び各国・機関を指定した国際登録出願件数及び出願区分数等について調査し、各国・機関全体の商標出願動向及び各国・機関別の商標出願動向の特徴を分析する。
- (2) 主要各国・機関の商標出願動向に影響を与えていると考えられる商標制度等を整理し、それが商標出願動向に与えている影響について分析する。
- (3) 主要各国・機関の商標出願動向に影響を与えていると考えられる経済・産業の状況を調査し、それが商標出願に与えている影響について分析する。
- (4) グローバルな展開を行っていると思われる企業の商標出願動向等を調査する。その企業について、主要各国・機関に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。
- (5) 上記調査・分析を総合的に分析し、各国・機関への商標出願等に関連する留意点を整理する。

2. 調査対象

(1) 国・機関

調査対象国・機関は日本、米国、欧州（OHIM、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スウェーデン、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、スイス）、中国、韓国、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、インド、台湾、インドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、香港、フィリピン、トルコ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、オーストラリア、ニュージーランド、ブラジル、ロシアとする。このうち、「主要各国・機関」として、日本、米国、OHIM、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国については詳細に調査を行う。

(2) 商標出願の種類

各国・機関への直接出願（以下「直接出願」という。）及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づき WIPO 国際事務局に国際登録（事後指定を含む。）され、調査対象国・機関を指定した国際登録出願（以下「国際登録出願」という。）とする。直接出願及び国際登録出願をあわせて「商標出願」という。

3. 使用データ

(1) 2008 年のデータ

2008 年の各国・機関への直接出願件数及び登録件数及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願件数については、以下の文献、インターネット及びデータベースから入手した。

- ・ 各国・機関の年次報告書
- ・ WIPO Statistics on Trademarks
(<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/marks/index.html>)
- ・ WIPO National and Regional Office IP Statistics and Annual Reports
(http://www.wipo.int/ipstats/en/resources/office_stats_reports.html)
- ・ トムソン・ロイターデータ（ThomsonCompuMark の提供する商標データベースである SAEGIS システム及び TrademarkScan）

(2) 2004 年～2007 年のデータ

2004 年～2007 年の各国・機関の直接出願件数及び登録件数及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願件数については、以下の文献、インターネット、及びデータベースから入手した。

- ・ 平成 20 年度商標出願動向調査報告書 - マクロ調査 - （特許庁 平成 21 年 3 月）
- ・ 各国・機関の年次報告書
- ・ WIPO National and Regional Office IP Statistics and Annual Reports
- ・ トムソン・ロイターデータ（ThomsonCompuMark の提供する商標データベースである SAEGIS システム及び TrademarkScan）

4．留意点

本報告書では以下の用語について、次のように整理して用いている。

- (1)「他国」とは、自国以外の調査対象国・機関を示す。尚、台湾・香港については、便宜上、「自国」と表記する。
- (2)出願先国が日本とは日本国特許庁、米国とは米国特許商標庁、OHIMとは欧州共同体商標意匠庁、ドイツとはドイツ特許商標庁、英国とは英国連邦知的財産庁、フランスとはフランス特許庁、イタリアとはイタリア特許商標庁、スペインとはスペイン特許商標庁、スイスとはスイス連邦知的財産権庁、中国とは中国商標局、韓国とは韓国特許庁への出願を示す。また、ベネルクスとはベネルクス知的財産庁（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）、その他の欧州諸国については各国の知的財産権庁への出願を示す。
- (3)「出願人国籍」とは出願人の国籍を示す。特に、出願人国籍が「欧州」とは、出願人の国籍が欧州連合（EU）加盟国の27カ国及びスイスとした。

< 欧州連合加盟国 27カ国（2010年1月現在） >

（オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア）

- (4)「国際登録出願」とは、1891年4月に制定された標章の国際登録に関するマドリッド協定又は同協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書に基づく標章の国際登録出願のことをいう。なお、国際登録には「事後指定¹」の制度があるため、国際登録を行った商標であっても事後的に加盟国において商品・役務の追加、国の追加を行っている場合には、別の国際登録出願として扱っている。
- (5)「分野」とは特許庁の旧審査室毎に分類した6分野を表す。現在の審査室とは異なるが、経年変化をみるため便宜的に旧審査室毎で調査することとする。ニース協定に基づいて採択・公表された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」（第1類～第45類、以下「ニース国際分類」という。）を、次のように分けている（本編 P39 表 1-4-1）
「化学」：1～5類、「機械」：6～13、19類、「繊維」：14、18、22～26類、「雑貨」：15～17、20、21、27、28、34類、「食品」：29～33類、「役務」：35～45類

5．件数のカウント方法

本報告書において「出願件数」は出願番号に対応する1出願を1件とカウントした。「登録件数」は登録番号に対応する1登録を1件とカウントした。また、「出願区分数」は出願に指定されているニース国際分類の区分の数を1区分1件とカウントした。

¹ 先に行った国際登録出願の時点で指定しなかった国や商品・役務を国際登録後に追加指定できる制度

第2章 各国・機関の商標出願・登録動向

第1節 全体動向

各国・機関全体の商標出願、登録状況、出願人国籍別の商標出願状況、国際登録出願状況、ニールス国際分類の区分別の商標出願状況、産業分野別の商標出願状況を調査することにより、調査対象国・機関における商標出願動向の特徴を分析する。

1. 各国・機関全体の商標出願動向

2004年から2008年までの各国・機関全体の商標出願件数の推移を表1-1と図1-1に、2008年の年間出願件数が9万件以下の国・機関の拡大図を図1-2に示す。

各国・機関の年次報告書等によると、2004年から2008年までの各国・機関全体の商標出願件数推移では、全体的に出願件数の増加傾向がみられるものの、欧州各国の出願件数は減少傾向がみられる。一方アジア各国、中東、オセアニア、中国を除くBRICS諸国の出願件数は全体的に増加傾向がみられるものの、2007年から2008年にかけて減少している国もみられる。

図1-2は、年間出願件数が9万件以下の国・機関の商標出願件数推移を示している。2004年から2008年にかけて出願件数の少ない国の多くが減少傾向を示している。

なお、中国、キプロス、マルタ、メキシコ、アルゼンチン、タイ、マレーシア及びブラジルは1出願1区分制度を採用しており、シンガポールは2007年7月から1出願多区分制度を採用している。

2. 各国・機関への出願人国籍別直接出願区分数

2008年の各国・機関への出願人国籍別直接出願区分数は、いずれも自国への直接出願が最も多い。日本国籍の出願人による他国・機関への直接出願では、中国への直接出願区分数が11,932件と最も多く、次いで米国への直接出願区分数が5,134件、韓国への直接出願区分数が4,833件と続いている。

米国国籍の出願人による他国・機関への直接出願では、カナダへが25,400件と最も多く、次いでOHIMへの23,701件、中国への18,181件と続いている。

欧州では英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン国籍の出願人のいずれもがOHIMへが最も多いが、スイス国籍の出願人による他国・機関への直接出願区分数では、米国へが最も多くなっている。

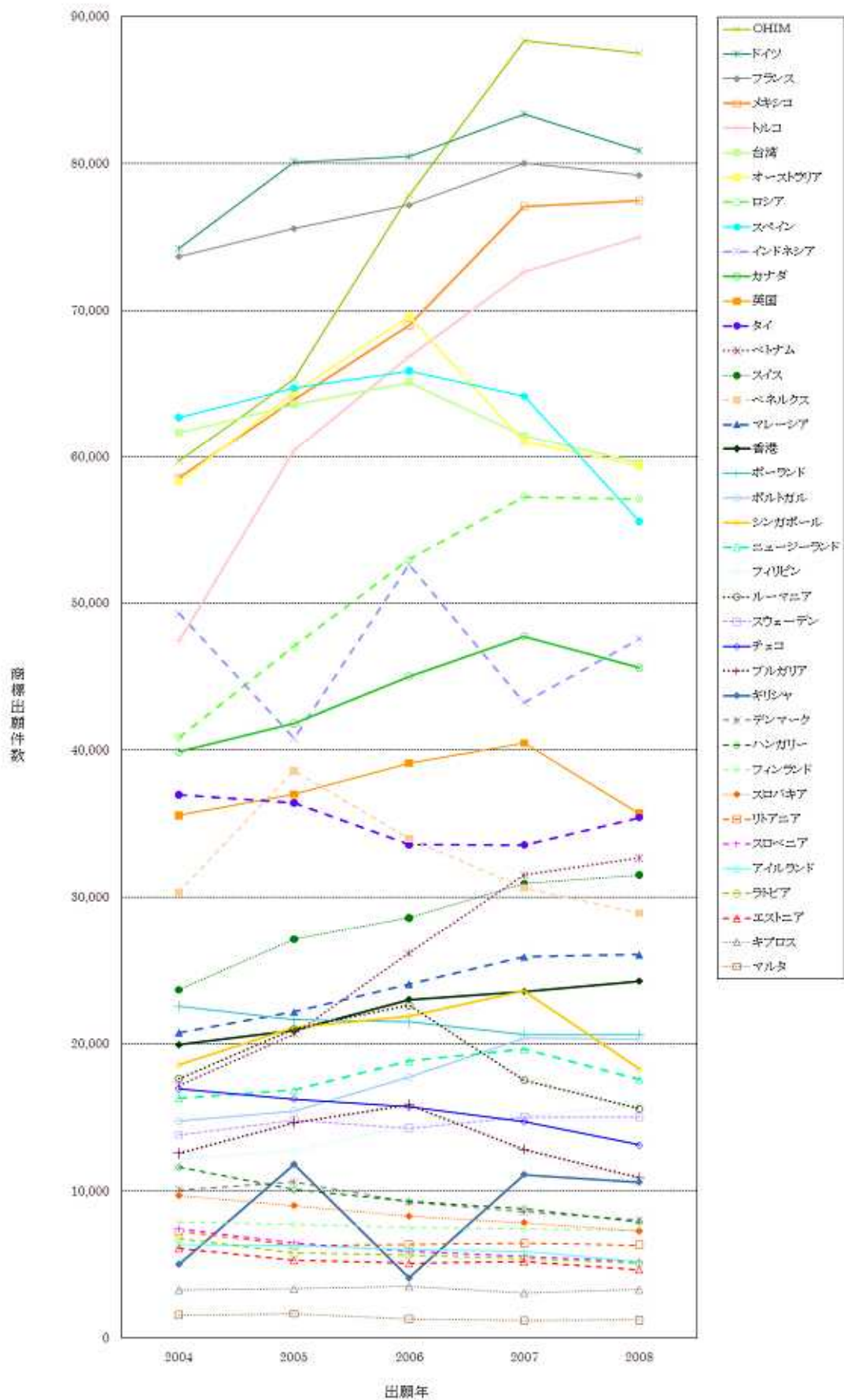
表 1-1 各国・機関全体の商標出願件数の推移（2004年～2008年）

		2004	2005	2006	2007	2008	増加率 2008/2007	増加率 2008/2004
主要各国・機関	日本	128,843	135,776	135,777	143,221	119,185	-16.8%	-7.5%
	米国	248,406	264,510	277,579	304,129	294,070	-3.3%	18.4%
	OHIM	59,721	65,327	77,862	88,346	87,498	-1.0%	46.5%
	英国	35,564	36,998	39,111	40,484	35,705	-11.8%	0.4%
	ドイツ	74,197	80,091	80,481	83,354	80,865	-3.0%	9.0%
	フランス	73,654	75,564	77,166	80,034	79,206	-1.0%	7.5%
	イタリア	56,846	59,297	58,688	61,715	n/a	n/a	n/a
	スペイン	62,706	64,699	65,884	64,136	55,586	-13.3%	-11.4%
	スイス	23,642	27,088	28,589	30,939	31,514	1.9%	33.3%
	中国	587,925	664,017	766,319	707,948	698,119	-1.4%	18.7%
韓国	108,464	115,889	122,384	132,288	127,910	-3.3%	17.9%	
欧州	オーストリア	15,878	16,232	15,192	14,596	n/a	n/a	n/a
	ベネルクス	30,321	38,600	33,975	30,624	28,897	-5.6%	-4.7%
	デンマーク	10,077	10,607	9,243	8,586	8,015	-6.7%	-20.5%
	フィンランド	7,892	7,738	7,507	7,426	7,318	-1.5%	-7.3%
	ギリシャ	5,045	11,798	4,111	11,113	10,598	-4.6%	110.1%
	アイルランド	6,367	6,326	6,033	5,918	5,183	-12.4%	-18.6%
	ポルトガル	14,749	15,431	17,754	20,382	20,325	-0.3%	37.8%
	スウェーデン	13,800	14,812	14,269	15,030	14,998	-0.2%	8.7%
	チェコ	16,917	16,239	15,697	14,715	13,116	-10.9%	-22.5%
	エストニア	6,100	5,281	5,075	5,194	4,652	-10.4%	-23.7%
	キプロス	3,303	3,359	3,529	3,093	3,317	7.2%	0.4%
	ラトビア	6,751	5,790	5,663	5,396	5,086	-5.7%	-24.7%
	リトアニア	7,249	6,302	6,369	6,440	6,332	-1.7%	-12.7%
	ハンガリー	11,637	10,102	9,285	8,785	7,903	-10.0%	-32.1%
	マルタ	1,579	1,674	1,313	1,210	1,236	2.1%	-21.7%
	ポーランド	22,536	21,654	21,462	20,614	20,609	0.0%	-8.6%
	スロベニア	7,431	6,470	5,896	5,558	5,192	-6.6%	-30.1%
	スロバキア	9,695	9,012	8,282	7,853	7,267	-7.5%	-25.0%
ブルガリア	12,558	14,647	15,860	12,832	10,891	-15.1%	-13.3%	
ルーマニア	17,622	20,991	22,596	17,531	15,578	-11.1%	-11.6%	
北米	カナダ	39,888	41,832	45,031	47,758	45,619	-4.5%	14.4%
中南米	メキシコ	58,553	63,899	68,975	77,065	77,467	0.5%	32.3%
	アルゼンチン	76,431	78,172	79,139	73,717	n/a	n/a	n/a
アジア	インド	78,996	85,669	103,419	123,514	n/a	n/a	n/a
	台湾	61,667	63,580	65,101	61,454	59,568	-3.1%	-3.4%
	インドネシア	49,311	40,816	52,649	43,259	47,606	10.0%	-3.5%
	タイ	36,968	36,423	33,572	33,555	35,422	5.6%	-4.2%
	シンガポール	18,550	21,091	21,864	23,564	18,263	-22.5%	-1.5%
	ベトナム	17,175	20,663	26,140	31,497	32,684	3.8%	90.3%
	マレーシア	20,743	22,147	24,049	25,894	26,034	0.5%	25.5%
	香港	19,940	20,877	22,994	23,529	24,230	3.0%	21.5%
	フィリピン	12,143	12,729	14,494	15,078	15,847	5.1%	30.5%
中東	トルコ	47,459	60,417	66,855	72,633	74,991	3.2%	58.0%
オセアニア	オーストラリア	58,277	64,413	69,587	61,040	59,370	-2.7%	1.9%
	ニュージーランド	16,290	16,833	18,826	19,610	17,582	-10.3%	7.9%
BRICs	ブラジル	94,039	99,304	95,738	104,081	119,878	15.2%	27.5%
	ロシア	40,877	47,087	52,984	57,262	57,112	-0.3%	39.7%
合計		2,434,782	2,628,273	2,820,368	2,854,000	2,517,844		

出典：日本、OHIM、中国、韓国、フィンランド、チェコ、ラトビア、ブルガリア、メキシコ、インド、台湾、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、香港、フィリピン、トルコ、ブラジル、ロシアのデータは各国知的財産権庁・機関の年次報告書（インドのデータは4月から3月の会計年度）、その他の国のデータはWIPOの統計資料

備考：・ アラブ首長国連邦、サウジアラビアのデータは本報告書の編集時点で未公表のため、記載しない。

図 1-2 図 1-1 の拡大図（2008 年の年間出願件数 9 万件以下の国・機関の推移）



3. 日米欧中韓間の出願人国籍別の商標出願区分数の相関関係

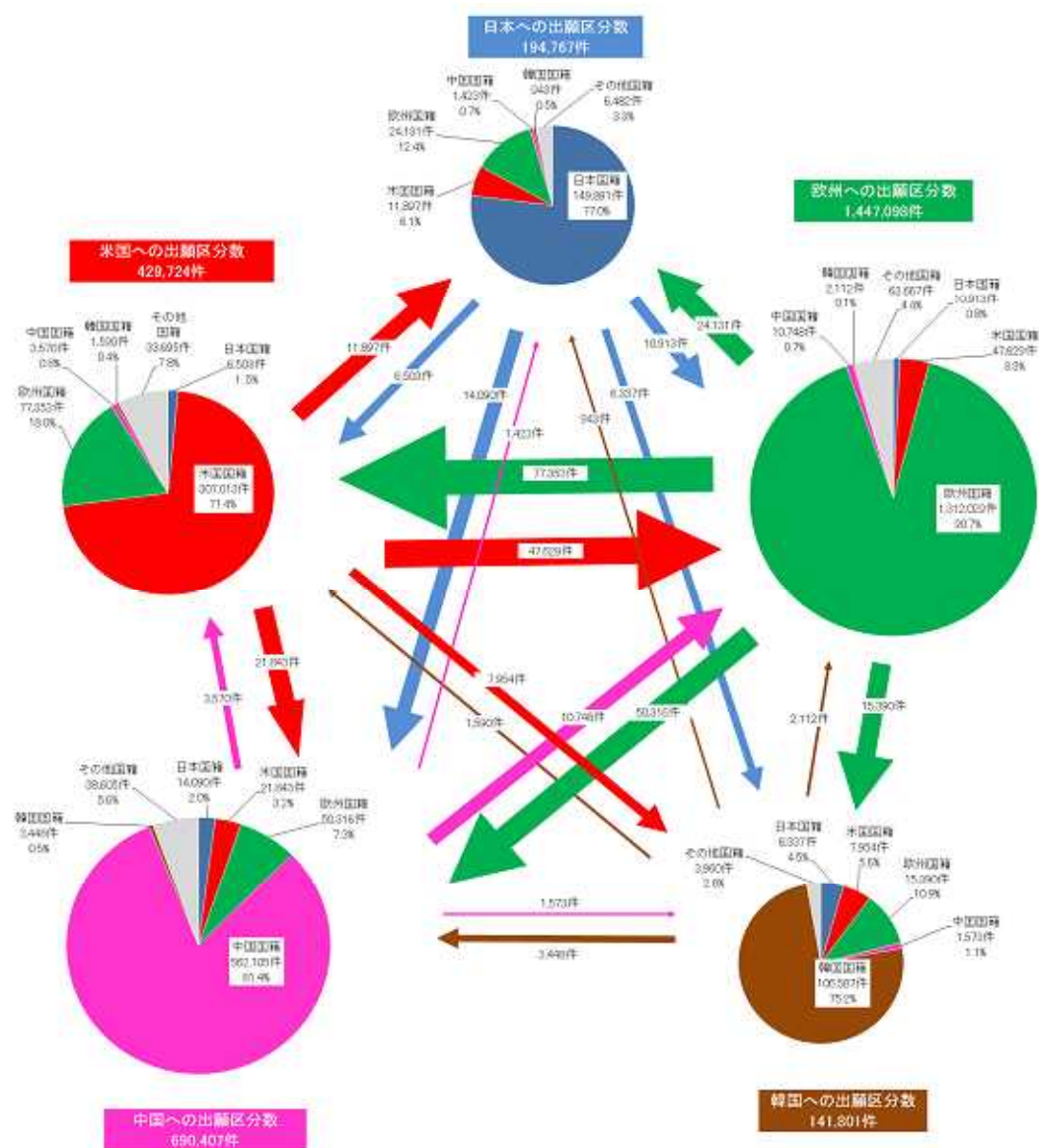
(1) 日米欧中韓間の商標出願区分数の関係

2008年の日本、米国、欧州、中国、韓国間の出願人国籍別の商標出願区分数の関係を図1-3に示す。

欧州国籍の商標出願区分数はOHIM、EU加盟各国（ギリシャ、キプロス、マルタ、ブルガリア、ルーマニアを除く。）及びスイスの商標出願区分数の合計である。

日本、米国、欧州、中国、韓国間の出願人国籍別の商標出願区分数では、欧州から米国が最も多く、次いで欧州から中国が多い。米国からは欧州が最も多く、次いで中国が多い。日本からは中国が最も多く、次いで欧州となっている。

図 1-3 日米欧中韓間の商標出願区分数の関係



備考：トムソン・ロイターデータ使用。中国のデータは中国商標局の年次報告書を使用。

4. ニース国際分類の区別の商標出願状況

2008年のニース国際分類*の区別商標出願区分数で最も多いのは第35類の372,922件である。次いで第9類の287,621件、第41類の266,449件と続いている。

国別にみると、日本、OHIMで第9類が最も多く、米国、英国、ドイツ、フランス、スペイン、スイス、韓国で第35類が最も多く、イタリア、中国で第25類の出願区分数が最も多い。

5. 産業分野別の商標出願状況

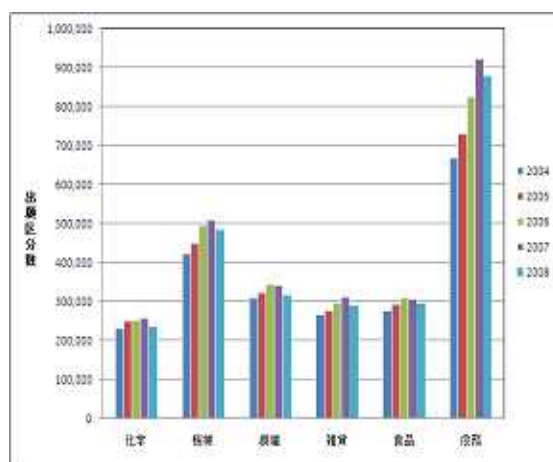
(1) 主要各国・機関の産業分野別の商標出願区分数全体の推移

2004年から2008年までの日本、米国、OHIM、欧州主要5ヶ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス）、中国、韓国の産業分野別の商標出願区分数全体の推移を図1-4に示す。

産業分野別の商標出願区分数は2004年から2008年まで役務分野が最も多い。2007年までは年々増加していたが、2008年に減少した。次いで、機械分野、繊維分野の順に出願が多くなっている。この順位は、5年間変化していない。

2004年から2006年までは6分野とも増加傾向にあったが、2007年に繊維、食品の分野で減少し、2008年は全分野で減少した。

図1-4 主要各国・機関の産業分野別の商標出願区分数全体の推移（2004年～2008年）

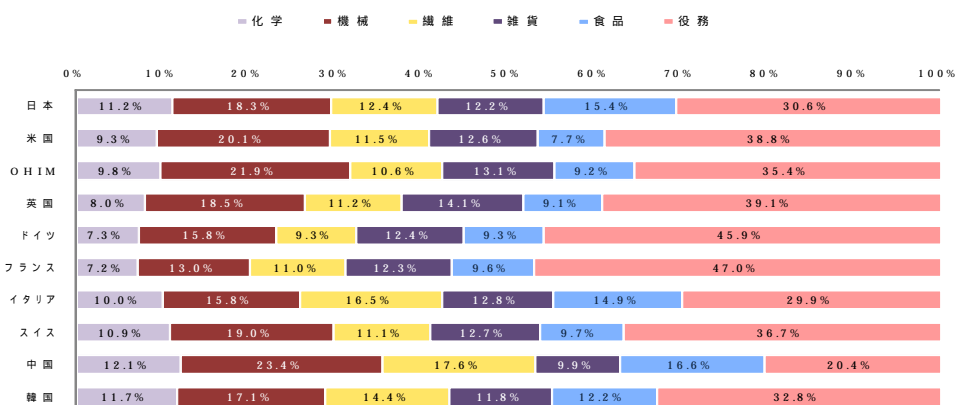


(2) 主要各国・機関における産業分野の商標出願区分数割合

2004年から2008年までの主要各国・機関における産業分野の商標出願区分数割合を図1-5に示す。中国を除くほとんどの国・機関では役務分野の割合が最も高く、次に高いのが機械分野である。中国では機械分野が最も高く、次が役務分野であり、他国・機関と1位と2位が逆転している。イタリアは役務分野が最も高いが、次が繊維分野となっている。

国別に見ると、役務分野の割合が最も高いのはフランスの47.0%である。次に高いのはドイツで45.9%と高い。米国では食品分野が7.7%と主要各国・機関の中では最も低い。食品分野は、中国、日本、イタリア、韓国が比較的高い割合を示している。

図1-5 主要各国・機関における産業分野の商標出願区分数割合

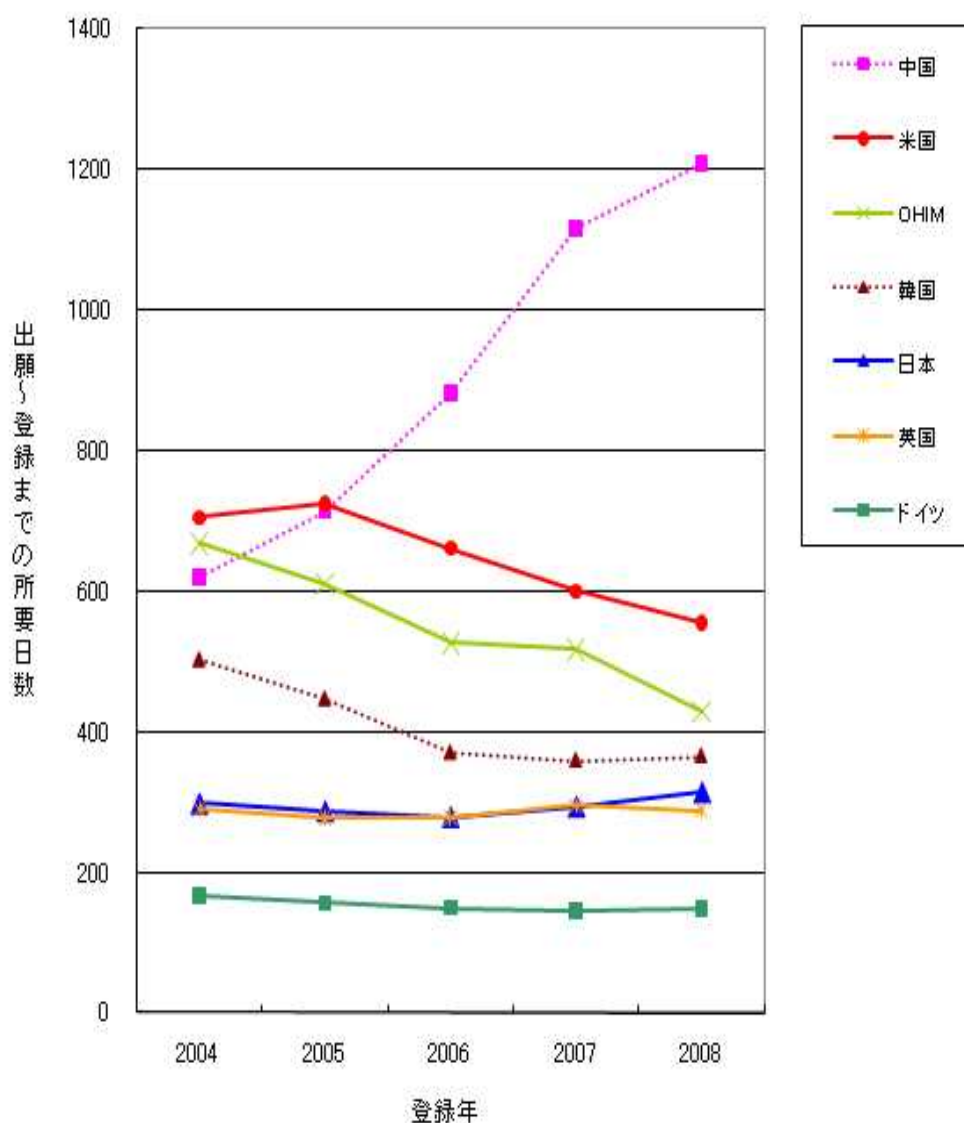


* ニース国際分類は報告書39ページ表1-4-1参照

6．出願から登録までの所要日数（2004年～2008年）

2004年から2008年までの出願から登録までの所要日数を図1-6に示す。出願から登録までの所要日数は各年に登録された案件の出願日から登録日までの日数の平均から算出している。中国は年々長期化の様相を呈しており、2008年は1,200日を超えている。OHIM、ドイツ、韓国は、2004年以降、米国も2005年以降、所要日数が短縮している。英国はほぼ横ばい、日本は2006年を底に若干長期化してきている。

図1-6 出願から登録までの所要日数（2004年～2008年）



備考：・ トムソン・ロイターデータを使用。
 ・ 凡例は2008年の所要日数の長い国から表示。

第2節 各国・機関別の商標出願動向

1. 日本

2004年から2008年までの日本における他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-1に、2008年の日本における出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-2に、2008年の日本における産業分野別の商標出願区分数割合を図2-3に、2004年から2008年までの日本国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-4に示す。

日本における商標出願区分数は2004年以降横ばいで推移していたが、2008年に大きく減少した。特に自国籍の出願区分数の減少が顕著である。他国比率は増加傾向が続いている。他国籍では欧州国籍（12.4%）が最も多く、次いで米国国籍（6.1%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。日本国籍の出願人が最も多く出願しているのは中国で、次いで米国、韓国の順である。欧州ではOHIMへの出願が毎年増加しているのに対し、EU加盟国への出願に減少傾向が見られる。

図2-1 日本における自国・他国の出願区分数と割合（2004年～2008年）

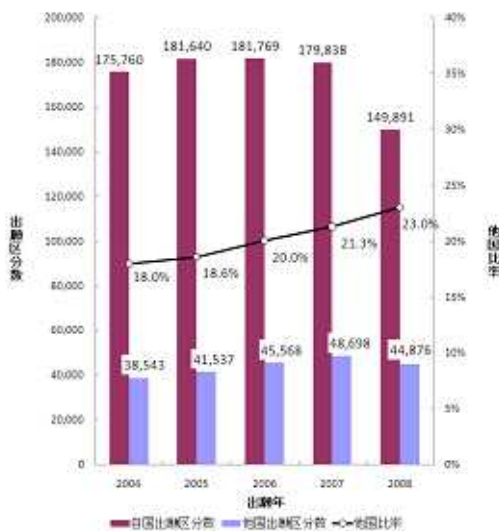


図2-2 日本における出願人国籍別出願区分数の割合（2008年）

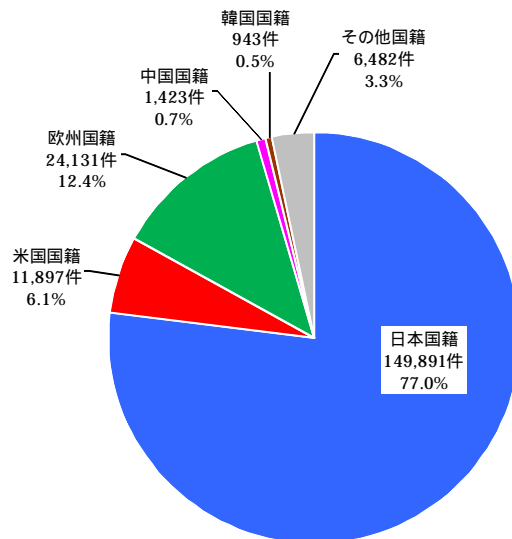


図2-3 日本における産業分野別の出願区分数割合（2008年）

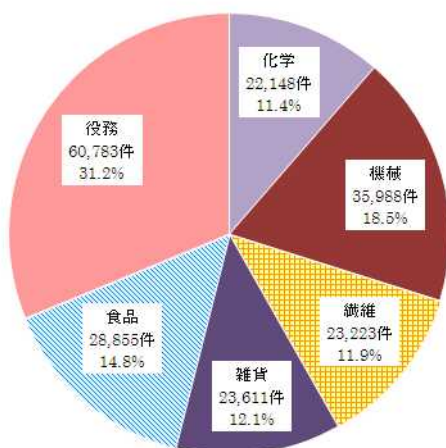
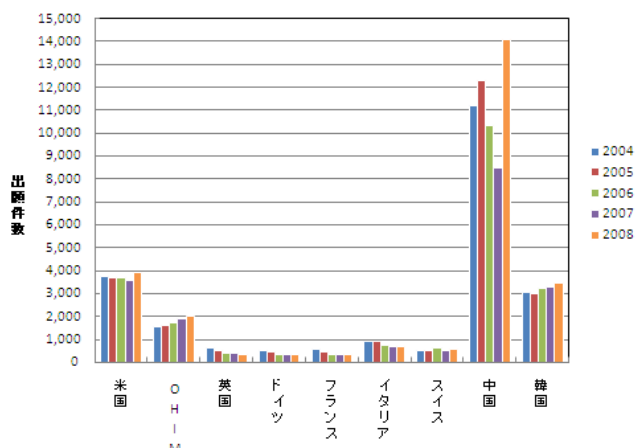


図2-4 日本国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2004年～2008年）



2. 米国

2004年から2008年までの米国における他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-5に、2008年の米国における出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-6に、2008年の米国における産業分野別の商標出願区分数割合を図2-7に、2004年から2008年までの米国国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-8に示す。

米国への商標出願区分数は2007年まで増加傾向を続けていたものの、2008年に減少に転じている。他国比率は継続的に増加している。他国籍では欧州国籍（18.0%）が最も多く、次いで日本国籍（1.5%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。米国国籍の出願人が最も多く出願しているのは中国で、次いでOHIM、日本の順である。中国への出願は2008年も増加傾向にあったが、OHIM、日本への出願は2008年に減少に転じている。

図2-5 米国における自国・他国の出願区分数と割合（2004年～2008年）

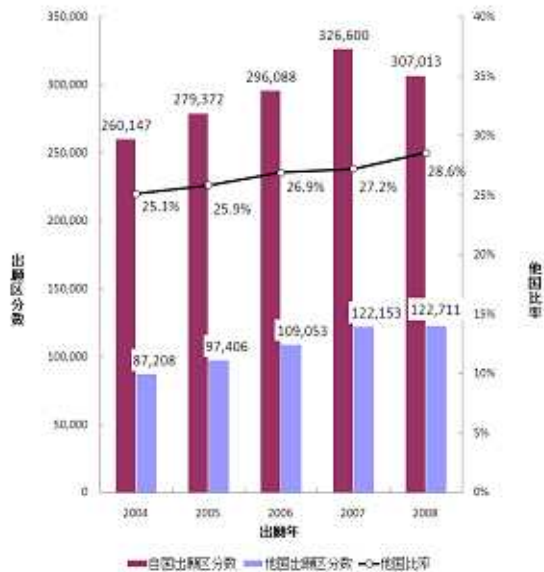


図2-6 米国における出願人国籍別出願区分数の割合（2008年）



図2-7 米国における産業分野別の出願区分数割合（2008年）

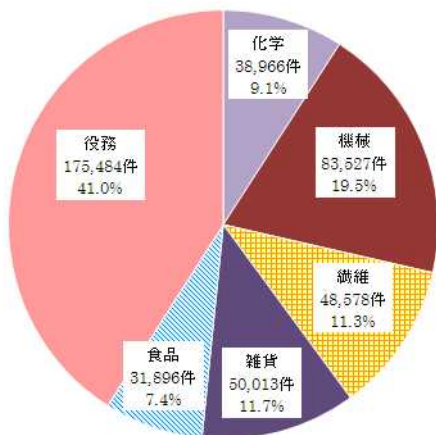
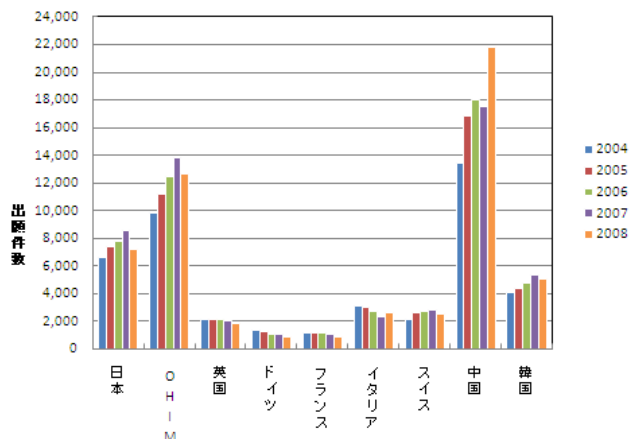


図2-8 米国国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2004年～2008年）



3 . OHIM

2004年から2008年までのOHIMにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-9に、2008年のOHIMにおける出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-10に、2008年のOHIMにおける産業分野別の商標出願区分数割合を図2-11に、2004年から2008年までの欧州国籍の出願人による他国への商標出願件数推移比較を図2-12に示す。

OHIMへの商標出願件数は2007年まで増加を続けていたが、2008年に減少に転じている。他国比率は減少が続いている。欧州以外の国籍では米国国籍（11.1%）が最も多く、次いで日本国籍（1.7%）となっている。出願分野では役務分野が最も多く、次いで機械分野となっている。欧州国籍の出願人による他国への出願件数は、2004年～2008年まで中国への出願件数が最も多く、次いで米国、日本、韓国の順で出願が多くなっている。

図 2-9 OHIM における自国・他国の出願件数と割合（2004年～2008年）

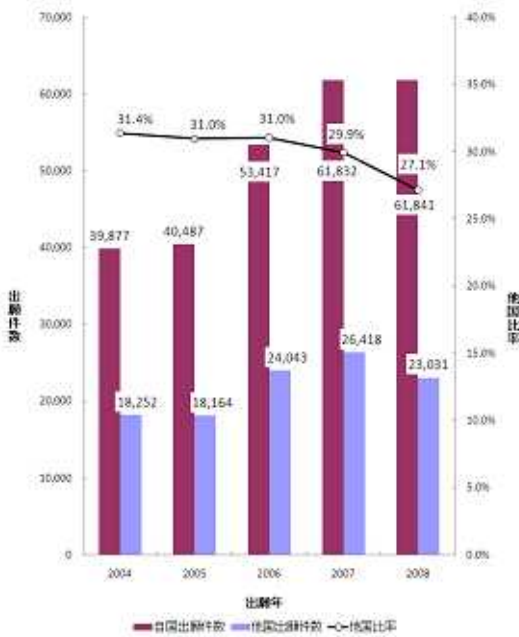


図 2-10 OHIM における出願人国籍別出願区分数の割合（2008年）

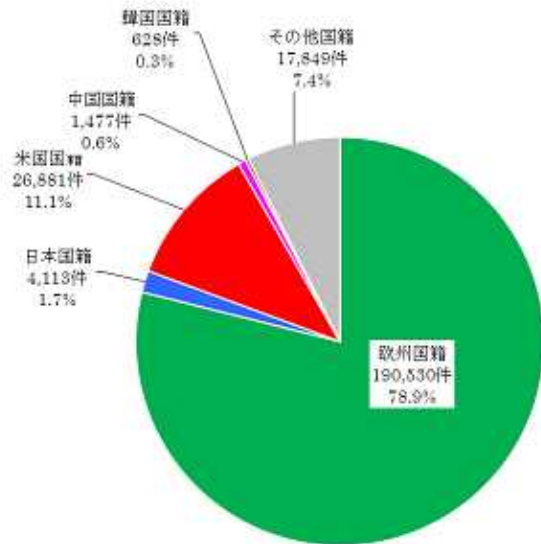


図 2-11 OHIM における産業分野別の出願区分数割合（2008年）

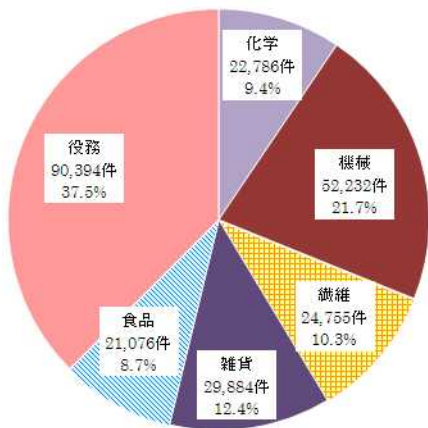
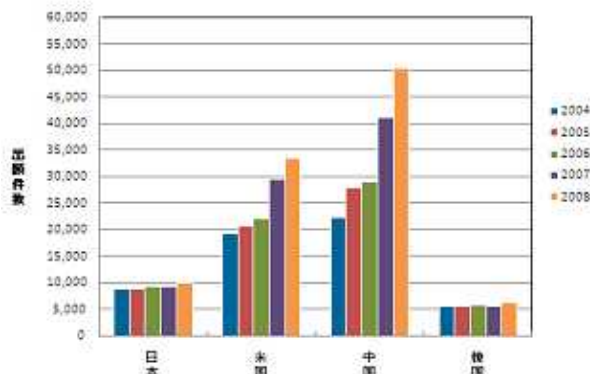


図 2-12 欧州国籍の出願人による他国への出願件数推移比較（2004年～2008年）



4. 英国

2004年から2008年までの英国における他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-13に、2008年の英国における出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-14に、2008年の英国における産業分野別の商標出願区分数割合を図2-15に、2004年から2008年までの英国国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-16に示す。

英国への自国出願区分数は2007年まで増加傾向にあったが、2008年に大きく減少した。他国出願も減少傾向にあるものの、2008年の自国出願の減少が大きかったため他国比率は増加に転じている。他国籍では英国を除く欧州国籍(12.9%)が最も多く、次いで米国(3.7%)となっている。出願分野では役務分野の出願が最も多く、次いで機械分野となっている。英国国籍の出願人が最も多く出願しているのはOHIMで、次いで米国、中国、日本の順で出願が多くなっている。2008年は多くの国・機関で出願件数が減少している。

図 2-13 英国における自国・他国の出願区分数と割合(2004年～2008年)



図 2-14 英国における出願人国籍別出願区分数の割合(2008年)

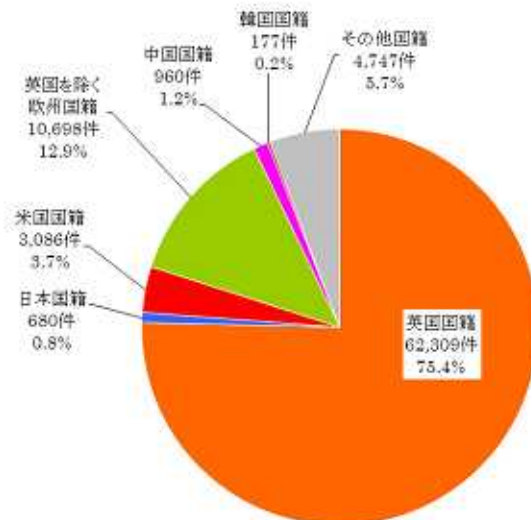


図 2-15 英国における産業分野別の出願区分数割合(2008年)

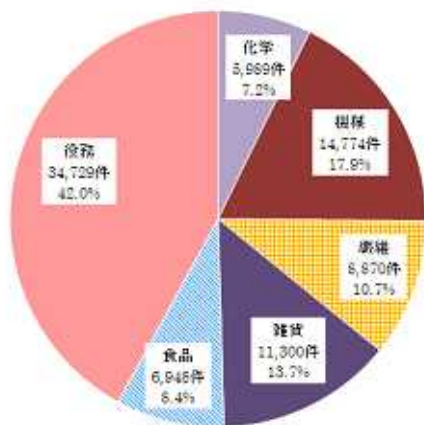
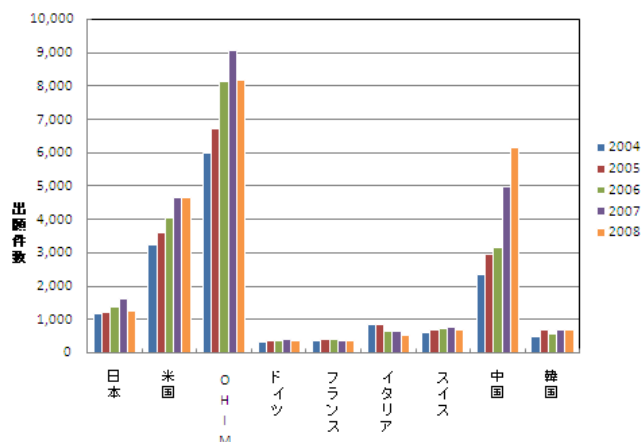


図 2-16 英国国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較(2004年～2008年)



5. ドイツ

2004年から2008年までのドイツにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-17に、2008年のドイツにおける出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-18に、2008年のドイツにおける産業分野別の商標出願区分数割合を図2-19に、2004年から2008年までのドイツ国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-20に示す。

ドイツの自国出願区分数は年々増加していたが、2008年に減少に転じている。一方、他国出願区分数は年々減少していたが、2008年に増加に転じた。そのため、他国比率は2008年に増加している。他国籍ではドイツを除く欧州国籍（8.3%）が最も多く、次いで米国国籍（0.6%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。ドイツ国籍の出願人が最も多く出願しているのは、OHIMで、次いで米国の出願が多い。2008年は中国への出願件数の増加が著しい。

図2-17 ドイツにおける自国・他国の出願区分数と割合（2004年～2008年）

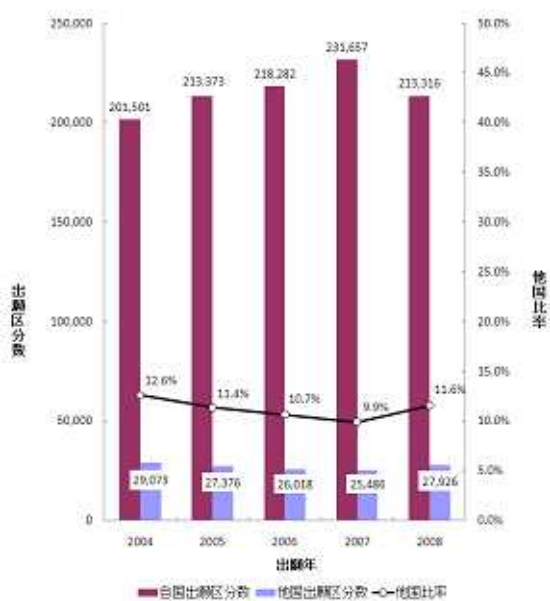


図2-19 ドイツにおける産業分野別の出願区分数割合（2008年）

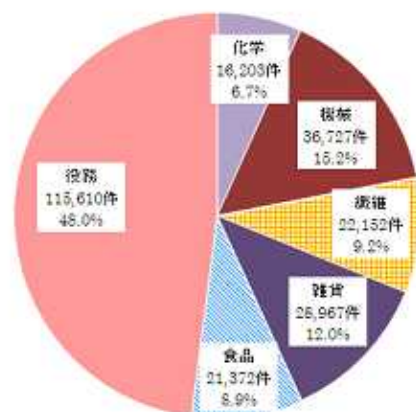


図2-18 ドイツにおける出願人国籍別出願区分数の割合（2008年）

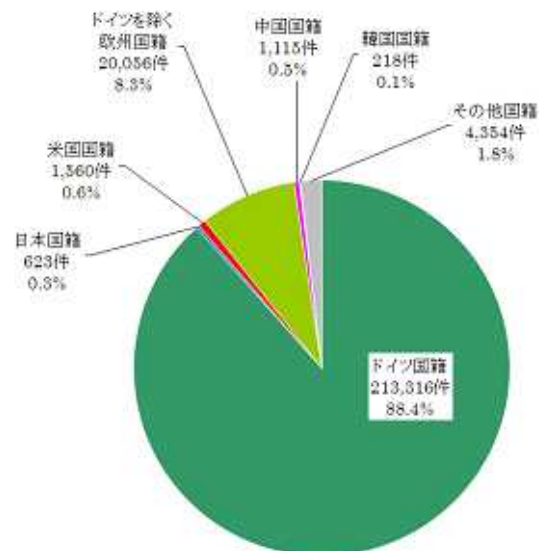
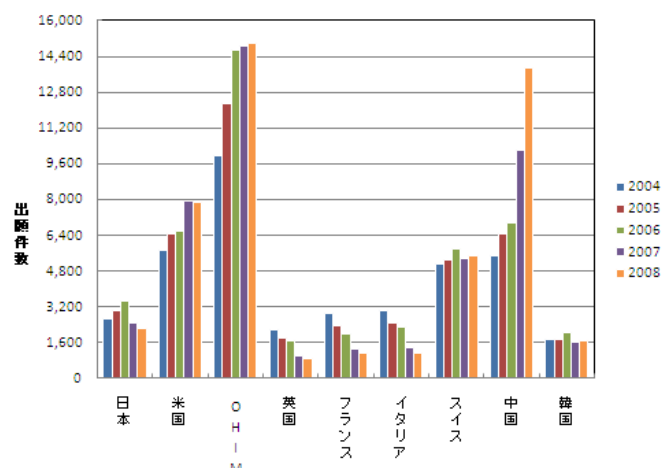


図2-20 ドイツ国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2004年～2008年）



6. フランス

2004年から2008年までのフランスにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-21に、2008年のフランスにおける出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-22に、2008年のフランスにおける産業分野別の商標出願区分数割合を図2-23に、2004年から2008年までのフランス国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-24に示す。

フランスにおける自国出願区分数は2007年まで増加していたが、2008年に減少に転じている。一方、他国出願区分数は年々減少を続けており、他国比率も全体的に減少傾向にある。他国籍ではフランスを除く欧州国籍（5.5%）が最も多く、次いで米国国籍（0.6%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。フランス国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、各年ともOHIM、米国への出願が多いが2008年は中国への出願が大幅に増加し、OHIMを抜いて最も多くなっている。EU加盟国への出願は減少傾向を示している。

図2-21 フランスにおける自国・他国の出願区分数と割合（2004年～2008年）

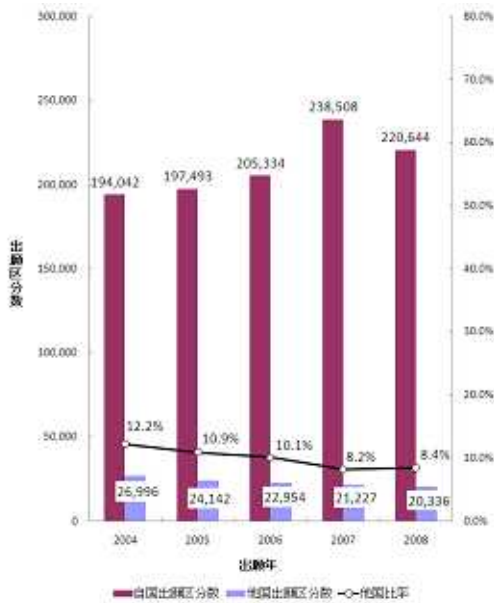


図2-22 フランスにおける出願人国籍別出願区分数の割合（2008年）

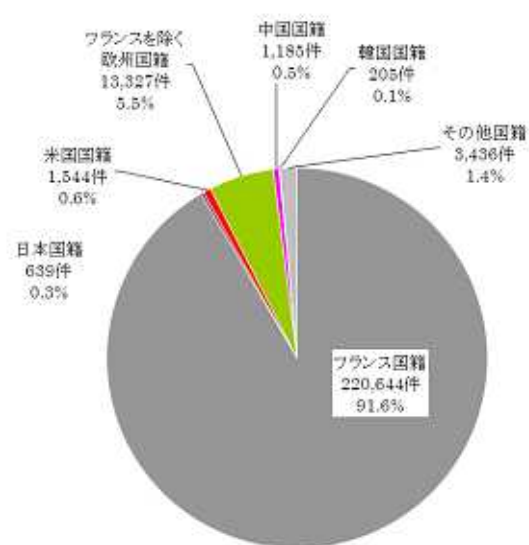


図2-23 フランスにおける産業分野別の出願区分数割合（2008年）

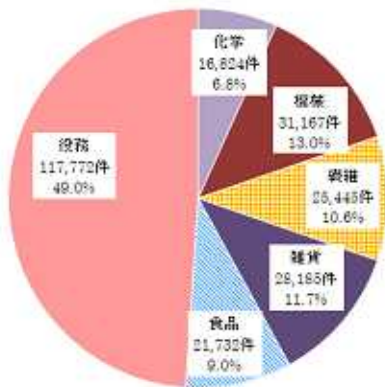
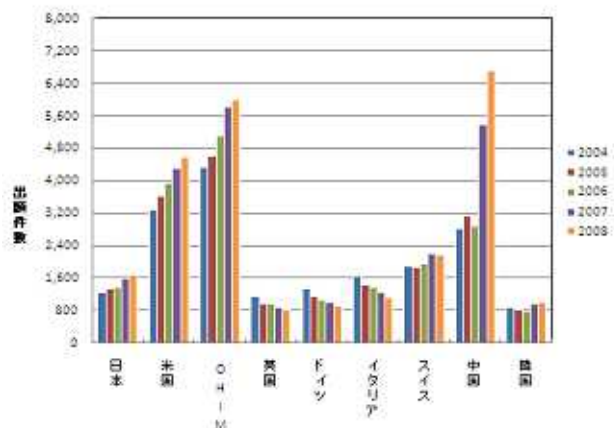


図2-24 フランス国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2004年～2008年）



7. イタリア

2004年から2008年までのイタリアにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-25に、2008年のイタリアにおける出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-26に、2008年のイタリアにおける産業分野別の商標出願区分数割合を図2-27に、2004年から2008年までのイタリア国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-28に示す。

イタリアでは自国出願区分数が2007年まで年々増加していたが、2008年には減少している。そのため、他国比率は2007年までの減少傾向から2008年に若干の増加に転じた。他国籍ではイタリアを除く欧州国籍（11.0%）が最も多く、次いで米国籍（3.5%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで繊維分野となっている。イタリア国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、各年ともOHIMへの出願が最も多く、増加傾向が続いている。2007年は中国への出願が大幅に増加している。

図2-25 イタリアにおける自国・他国の出願区分数と割合（2004年～2008年）



図2-26 イタリアにおける出願人国籍別出願区分数の割合（2008年）

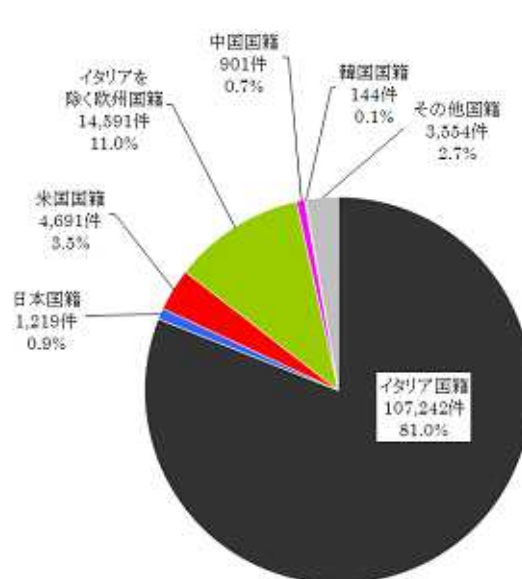


図2-27 イタリアにおける産業分野別の出願区分数割合（2008年）

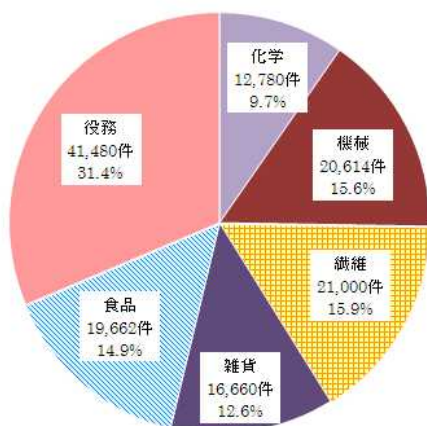
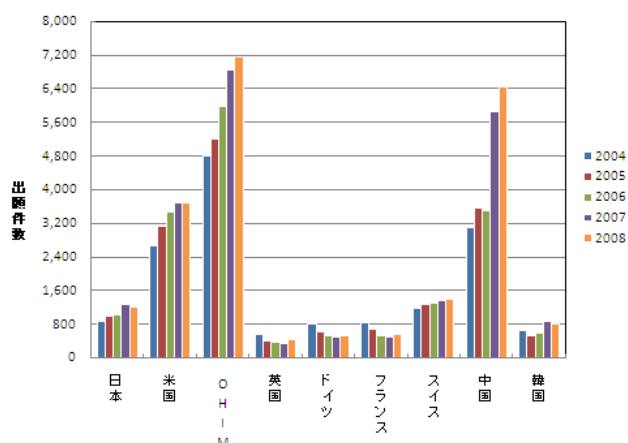


図2-28 イタリア国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2004年～2008年）



8. スペイン

2004年から2008年までのスペインにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-29に、2008年のスペインにおける出願人国籍別商標出願件数の割合を図2-30に、2008年のスペインにおける産業分野別の商標出願区分割合を図2-31に、2004年から2008年までのスペイン国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-32に示す。

スペインでは自国出願件数が2007年まで年々増加していたが、2008年には大幅に減少している。他国出願件数も減少傾向にあるものの、自国出願件数の減少幅が大きかったため2008年の他国比率は横ばいとなっている。他国籍ではスペインを除く欧州国籍(8.3%)が最も多く、次いで米国国籍(1.2%)となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。スペイン国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、各年ともOHIMへの出願が最も多いが、2008年に若干減少に転じている。一方、中国への出願は2007年と2008年に大きく増加している。

図2-29 スペインにおける自国・他国の出願件数と割合(2004年~2008年)

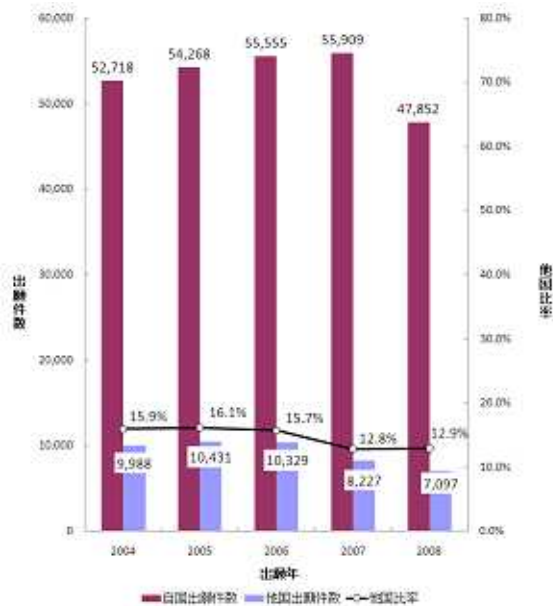


図2-31 スペインにおける産業分野別の出願区分割合(2008年)

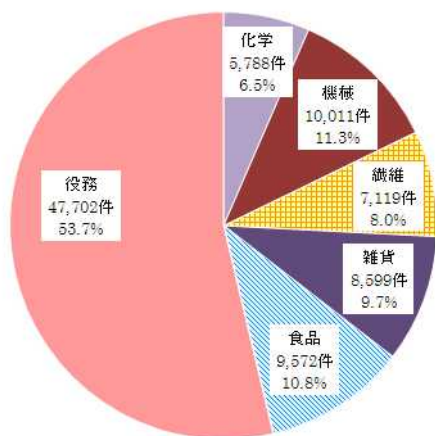


図2-30 スペインにおける出願人国籍別出願件数の割合(2008年)

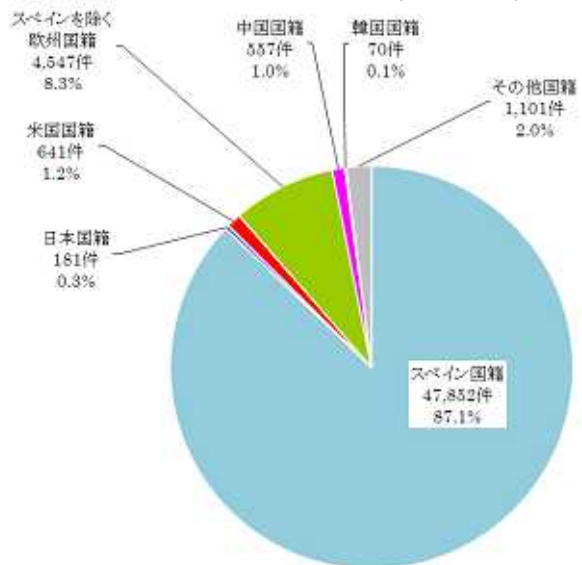
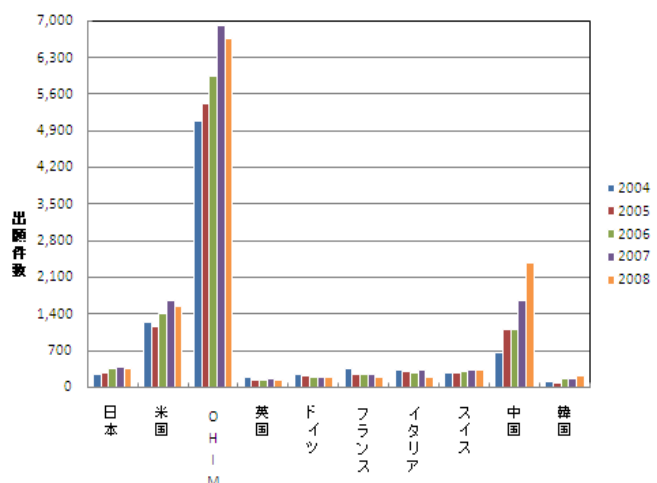


図2-32 スペイン国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較(2004年~2008年)



9. スイス

2004年から2008年までのスイスにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-33に、2008年のスイスにおける出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-34に、2008年のスイスにおける産業分野別の商標出願区分数割合を図2-35に、2004年から2008年までのスイス国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-36に示す。

スイスへの商標出願区分数は他国出願区分数の割合が多く（2008年に57.1%）占めているが、自国出願区分数が年々増加傾向にあるため、他国比率は減少傾向を示している。他国籍ではスイスを除く欧州国籍（45.8%）が最も多く、次いで米国国籍（5.2%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。スイス国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、各年とも米国への出願が最も多かったが、2007年に中国への出願が大幅に増加し、以降2008年までは最も多くなっている。OHIM への出願が増加しているのに対して、EU加盟国への出願は減少傾向にある。

図 2-33 スイスにおける自国・他国の出願区分数と割合（2004年～2008年）

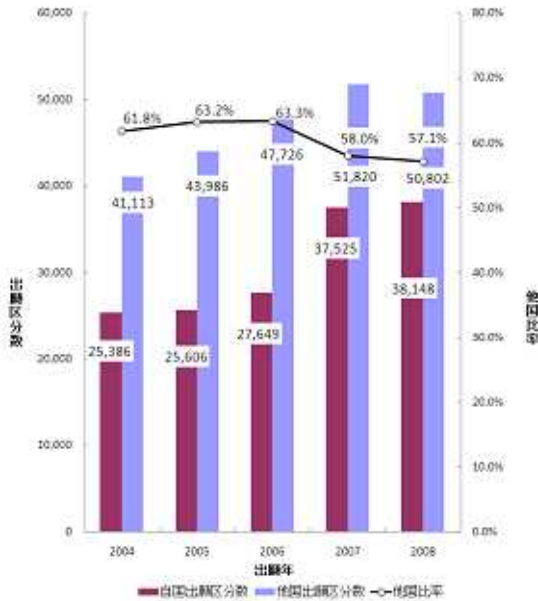


図 2-34 スイスにおける出願人国籍別出願区分数の割合（2008年）

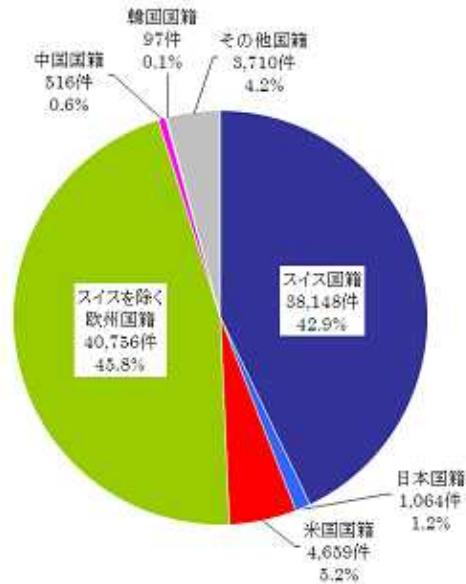


図 2-35 スイスにおける産業分野別の出願区分数割合（2008年）

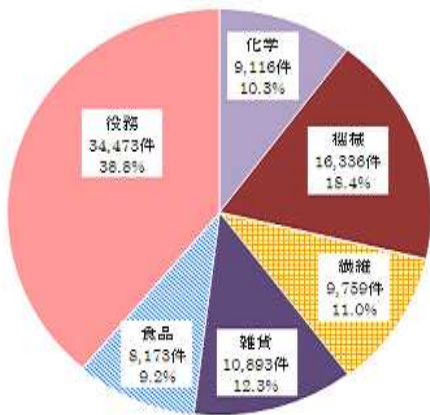
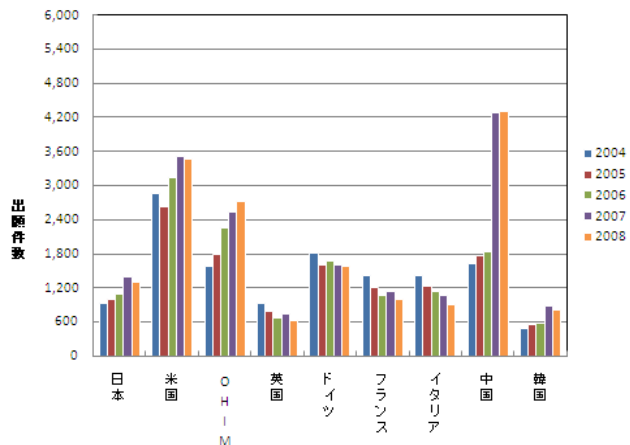


図 2-36 スイス国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2004年～2008年）



10. 中国

2004年から2008年までの中国における他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-37に、2008年の中国における出願人国籍別商標出願件数の割合を図2-38に、2008年の中国における産業分野別の商標出願件数割合を図2-39に、2004年から2008年までの中国国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-40に示す。

中国への自国出願件数は2006年をピークに減少傾向に転じている。一方、他国出願件数は増加しており、他国比率も増加傾向が続いている。他国籍では欧州国籍(7.3%)が最も多く、次いで米国国籍(3.2%)となっている。出願分野では機械分野の出願が多く、次いで役務分野となっている。中国国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、各年とも、米国への出願が最も多く、増加傾向が続いている。OHIMへの出願は増加傾向にあるのに対して、EU加盟国への出願はほぼ横ばいで推移している。

なお、中国は「1出願1区分制度」を採用している。

図2-37 中国における自国・他国の出願件数と割合(2004年~2008年)



図2-38 中国における出願人国籍別出願件数の割合(2008年)

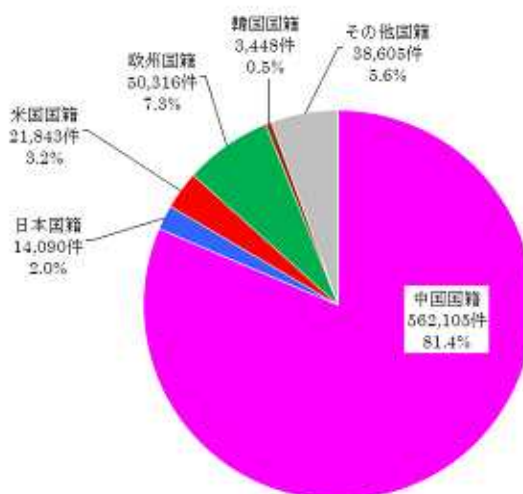


図2-39 中国における産業分野別の出願件数割合(2008年)

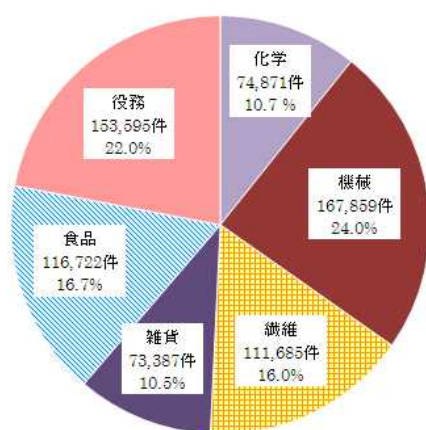
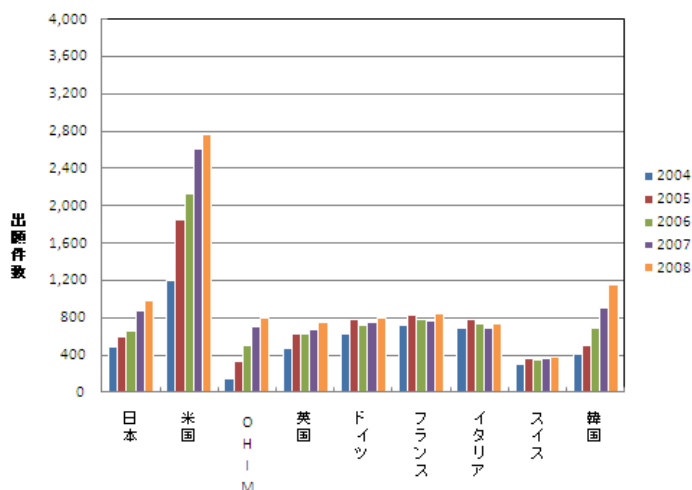


図2-40 中国国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較(2004年~2008年)



11. 韓国

2004年から2008年までの韓国における他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-41に、2008年の韓国における出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-42に、2008年の韓国における産業分野別の商標出願区分数割合を図2-43に、2004年から2008年までの韓国国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-44に示す。

韓国への商標出願区分数は、2007年を除くと、緩やかな増加傾向を続けていたが、2008年は若干の減少が見られた。他国出願区分数は、2006年をピークに増加から減少に転じている。他国籍では欧州国籍（10.9%）が最も多く、次いで米国国籍（5.6%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。韓国国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、各年とも中国への出願件数が最も多く、次いで2005年以降、米国、日本、OHIMの順となっている。EU加盟国への出願は全体的に少なく、横ばいで推移している。

図 2-41 韓国における自国・他国の出願区分数と割合（2004年～2008年）



図 2-42 韓国における出願人国籍別出願区分数の割合（2008年）

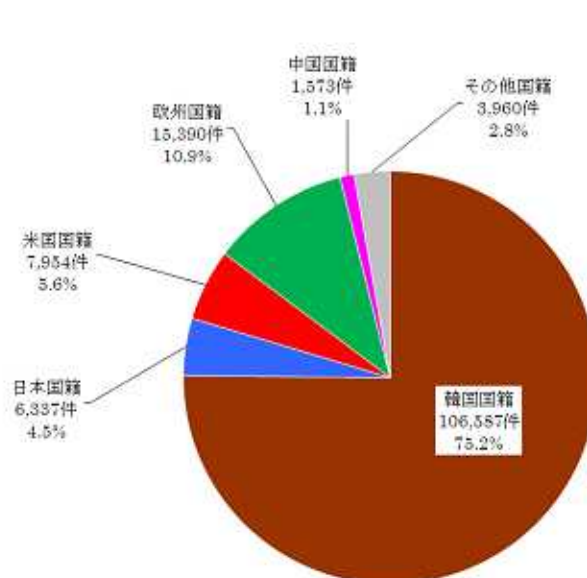


図 2-43 韓国における産業分野別の出願区分数割合（2008年）

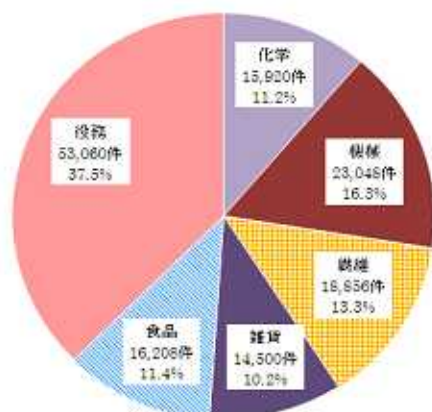
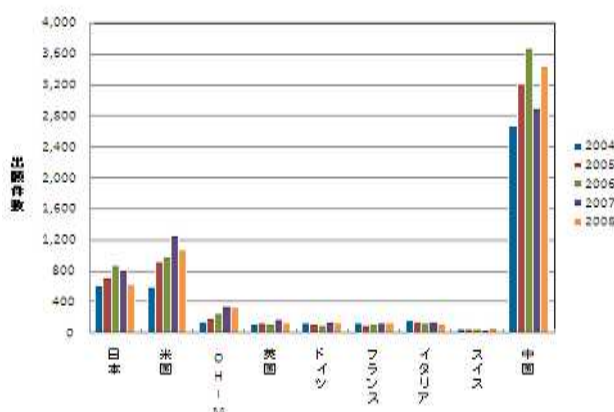


図 2-44 韓国国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2004年～2008年）



第3節 アジア諸国における商標出願動向

アジア諸国（日本・中国・韓国を除く）における商標出願状況を調査する。

2004年から2008年までのアジア諸国における他国からの商標出願状況及び他国比率（全体の商標出願件数に対する他国籍出願件数の割合）、日本比率（全体の商標出願件数に対する日本国籍の出願件数の割合）推移を図2-45に示す。

2004年から2008年までのアジア諸国においては、インド、シンガポール、ベトナム、マレーシア、香港、フィリピンで全体の出願件数が増加している。台湾では2006年をピークに増加傾向から減少傾向に変化し、タイでは逆に2006年を底に減少傾向から増加傾向に変わっている。出願件数が最も多いのがインドで、次いで台湾、インドネシアの順になっている。他国比率の高いのは、シンガポール、マレーシア、香港で何れも50%を超えている。その中でもシンガポールは70%を超えて最も高い。2004年から他国比率は全体的に横ばいからやや増加傾向にある国が多い。日本国籍の出願件数が最も多いのは台湾で、2004年から2,800件前後で推移していたが2008年には3,223件に増加している。日本国籍の出願割合が最も高いのは、シンガポールと香港で7%から9%となっている。

尚、シンガポールは2007年7月から1出願多区分制度を採用している。

図2-45 アジア諸国における自国と他国の商標出願件数、他国比率、日本比率の推移（2004年～2008年）



第4節 BRICs・オセアニア・カナダ・中南米及び中東における商標出願動向

BRICs・オセアニア・カナダ・中南米及び中東における商標出願状況を調査する。

2004年から2008年までのBRICs・オセアニア・カナダ・中南米及び中東における他国からの商標出願状況及び他国比率(全体の商標出願件数に対する他国籍出願件数の割合)、日本比率(全体の商標出願件数に対する日本国籍の出願件数の割合)推移を図2-46に示す。

2004年から2008年までのBRICs・オセアニア・カナダ・中南米及び中東においては、ブラジルとトルコの出願件数が年々増加を示しており、オーストラリア、カナダ、アルゼンチン、ロシアの出願件数も概ね増加傾向にあるといえる。ニュージーランドとメキシコは2007年までは出願件数が増加したものの、2008年に顕著な減少を示した。2008年で出願件数が最も多いのがブラジルの119,878件で、次いでアルゼンチンの90,021件、トルコの74,991件の順となっており、これらの国々における商標出願件数の伸びは、カナダ、オーストラリアといった先進国より顕著である。

他国比率の高いのは、カナダとアルゼンチンで、カナダは例年50%を超えており、アルゼンチンは2008年に55.0%と前年の26.3%から顕著に増加している。2004年からの他国比率は横ばいや緩やかな増加傾向にある国が多い中、オーストラリアでは減少傾向にある。日本国籍の出願件数は比較的少なく、年間の出願件数が1,000件を超えている国はほとんどない。日本国籍の出願割合が2008年に2%を超えている国は、ロシア、カナダ、ニュージーランドで、出願件数の多いブラジル、アルゼンチン、トルコでは何れも1%未満である。

図2-46 BRICs・オセアニア・カナダ・中南米及び中東における自国と他国の商標出願件数、他国比率、日本比率の推移(2004年～2008年)



第3章 商標制度と商標出願動向

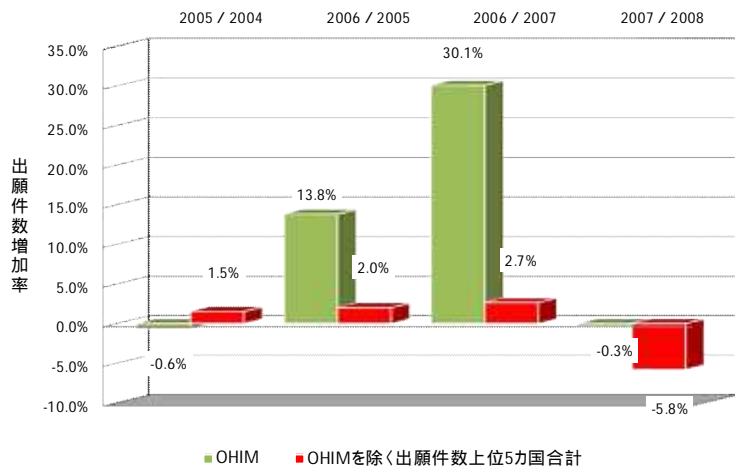
欧州における OHIM と欧州各国への商標出願状況を調査し、OHIM の欧州共同体商標（CTM）制度が欧州各国の商標出願動向に与える影響を分析する。

欧州における OHIM と OHIM を除く商標出願件数上位 5 カ国（ドイツ、フランス、スペイン、イタリア、英国）の合計の商標出願件数の前年比の増加率推移を図 3-1 に示す。

OHIM の商標出願件数は 2007 年まで年々大幅な増加傾向にあったが、2008 年には若干減少している。

一方、OHIM を除く商標出願件数上位 5 カ国の合計件数は、2007 年まで緩やかな増加傾向にあったが、2008 年の対前年比の増加率は -5.8% と大幅な減少を示している。

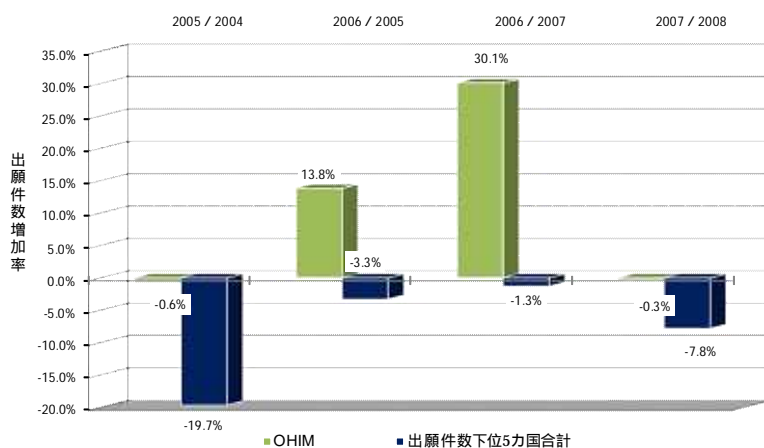
図 3-1 欧州における OHIM と OHIM を除く出願上位 5 カ国（合計）の対前年比出願件数増加率推移



欧州における OHIM と商標出願件数下位 5 カ国（エストニア、ラトビア、アイルランド、スロベニア、リトアニア）の合計の商標出願件数の前年比の増加率推移を図 3-2 に示す。

出願件数下位 5 カ国合計の推移をみると、対前年比の増加率は 2007 年までマイナス幅が縮小傾向にあったが、2008 年で再びマイナス幅が拡大しており、減少傾向が継続していることが分かる。

図 3-2 欧州における OHIM と出願下位 5 カ国（合計）の対前年比出願件数増加率推移



第4章 経済・産業状況と商標出願動向

主要各国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、中国、韓国）及び欧州4ヶ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア）の合計の経済・産業状況が商標出願動向に与える影響を明らかにするために、2000年から2008年までの主要各国・機関における経済・産業の動向の指標として主に国内総生産（Gross Domestic Product 以下、「GDP」という。）を取り上げ、GDPから見た経済成長と商標出願件数の関係を調査する。

主要各国におけるGDPの推移と商標出願件数の推移を図4-1-1に示す。尚、欧州4ヶ国合計の商標出願件数は、OHIMにおける商標出願件数を加算するものとする。

第1節 全体のGDPと商標出願動向

1. 主要各国・欧州におけるGDP（米ドル）と商標出願動向

主要各国のGDPと商標出願件数の関係を比べると、図の傾きから判断して、米国と欧州4ヶ国合計ではGDPの伸び率に対して、商標出願件数の増加率が低く、中国ではGDPの伸び率に比べて、商標出願件数の増加率が高い。欧州主要各国では、GDPも商標出願件数もほぼ同様に増減している。GDPの増加に比べて商標出願件数が最も増加しているのは中国であるが、2006年をピークに若干減少している。日本では、GDPの伸び率と商標出願件数の増加率に一定の傾向がみられない。

図4-1-1
主要各国・欧州4ヶ国合計におけるGDPと商標出願件数

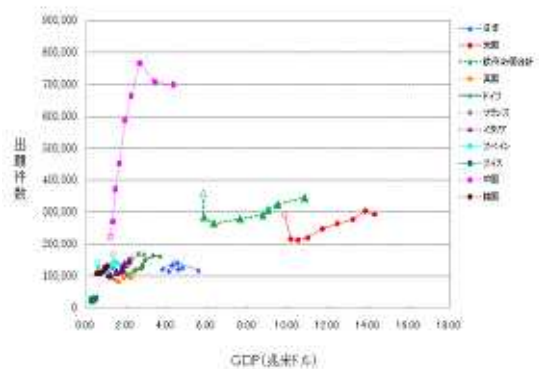


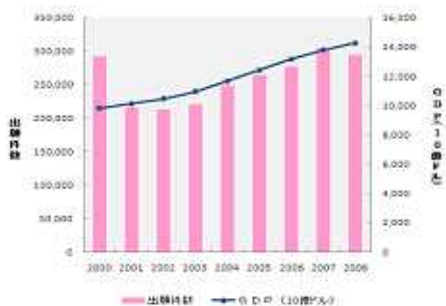
図4-1-2

日本におけるGDPと商標出願件数の推移（2000年～2008年）



図4-1-3

米国におけるGDPと商標出願件数の推移（2000年～2008年）



2. 日米のGDP（現地通貨）と商標出願件数

2000年から2008年までの日本、米国におけるGDPと商標出願件数の推移を図4-1-2～3に示す。

日本のGDPは、2003年まで減少を続けた後、2007年にかけて増加傾向が続いたが、2008年に再び減少している。商標出願件数は、2002年まで減少した後、2007年まで緩やかに増加傾向が続いたが、2008年に再び大きく減少している。全般的に日本のGDPと商標出願件数の増減は似た傾向を示している。

米国のGDPは毎年増加傾向が続いており、商標出願件数も2001年にかけて大幅に減少した後、増加に転じている。2002年から2007年までの米国のGDPと商標出願件数の増加は似た傾向を示している。

第2節 輸送機械工業の経済状況と関連する商標出願動向

1. 主要各国・欧州における輸送機械工業のGDP（米ドル）と商標出願動向

主要各国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、中国、韓国）及び欧州4ヶ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア）の合計における、2000年から2008年までの輸送機械工業のGDPの推移と第12類の商標出願区分数の推移を図4-2-1に示す。尚、欧州4ヶ国合計の商標出願区分数は、OHIMにおける商標出願区分数を加算するものとする。

主要各国における輸送機械工業のGDPと第12類の商標出願区分数の関係を比べると、図の傾きから判断して、米国と欧州4ヶ国合計では輸送機械工業のGDPの伸び率に比べて、第12類の商標出願区分数の増加率が低く、中国では輸送機械工業のGDPの伸び率に比べて、第12類の商標出願区分数の増加率が高いが、2006年をピークに減少に転じている。欧州主要各国では、輸送機械工業のGDPも第12類の商標出願区分数も概ね同様に増加傾向がみられる。日本では、輸送機械工業のGDPの伸び率の増減に関わらず、第12類の商標出願区分数の変化は少ない。

図4-2-1

主要各国・欧州4ヶ国合計における輸送機械工業の経済状況と関連する商標出願動向

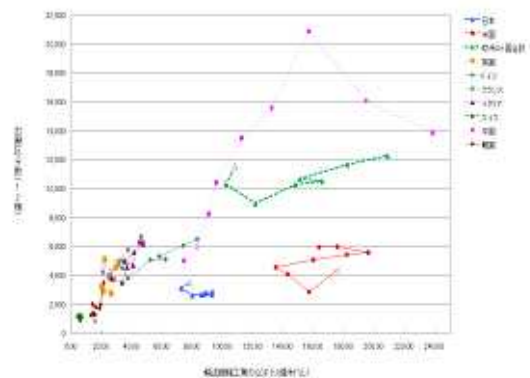


図4-2-2

日本における輸送機械工業のGDPと第12類の商標出願区分数の推移（2000年～2008年）

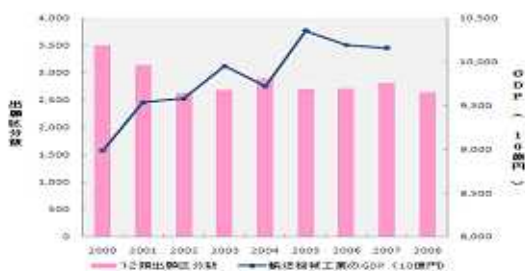


図4-2-3

米国における輸送機械工業のGDPと第12類の商標出願区分数の推移（2000年～2008年）



2. 日米における輸送機械工業のGDP（現地通貨）と商標出願動向

2000年から2008年までの日本、米国における輸送機械工業のGDPと第12類の商標出願区分数の推移を図4-2-2～3に示す。

日本における輸送機械工業のGDPは2004年に減少したものの、概ね増加傾向にある。第12類の出願区分数は多少の増減を繰り返しているが、全体的には横ばい傾向といえる。日本における輸送機械工業のGDPと第12類の商標出願区分数の関係は特にみいだせない。

米国における輸送機械工業のGDPは2000年から2003年にかけて大きく減少し、その後2006年まで大幅な増加傾向に転じたが、2007年から再度減少している。第12類の出願区分数は2001年に大きく減少した後、2007年まで毎年増加し、2008年はほぼ横ばいとなっている。米国では、第12類の商標出願区分数が輸送機械工業のGDPを先行しているようにもみえるが、2007年の輸送機械工業のGDPの減少に先行する第12類の商標出願区分数の減少はみられていない。

第3節 金融・保険業及び不動産業の経済状況と関連する商標出願動向

1. 主要各国・欧州における金融・保険業及び不動産業のGDP（米ドル）と商標出願動向

主要各国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、中国、韓国）及び欧州4ヶ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア）の合計における、2000年から2008年までの金融・保険業及び不動産業のGDPの推移と第36類の商標出願区分数の推移を図4-3-1に示す。尚、欧州4ヶ国合計の商標出願区分数は、OHIMにおける商標出願区分数を加算するものとする。

主要各国・欧州の金融・保険業及び不動産業におけるGDPと第36類の商標出願区分数の関係を比べると、米国、欧州4ヶ国合計、英国、ドイツ、フランス、イタリアでは金融・保険業及び不動産業のGDPは概ね増加している。第36類の商標出願区分数は2000年から2002年まで減少し、その後は増加傾向を示している。中国では、金融・保険業及び不動産業のGDPが年々増加しているのに対し、第36類の商標出願区分数は2000年からの急激な増加傾向が2006年に頭打ちになっている。日本では、金融・保険業及び不動産業のGDPも第36類の商標出願区分数も低迷している。

図 4-3-1
主要各国・欧州4ヶ国合計における金融・保険業及び不動産業の経済状況と関連する商標出願動向（2000年～2008年）

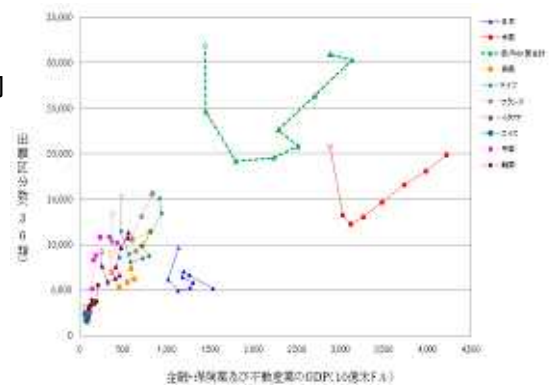


図 4-3-2 日本における金融・保険業及び不動産業のGDPと第36類の商標出願区分数の推移（2000年～2008年）

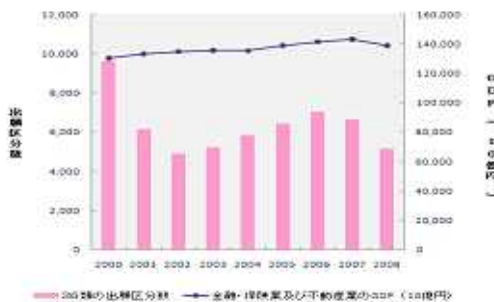
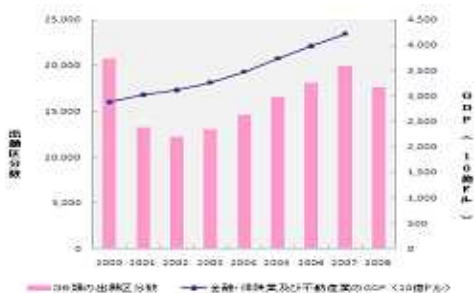


図 4-3-3 米国における金融・保険業及び不動産業のGDPと第36類の商標出願区分数の推移（2000年～2008年）



2. 日米における金融・保険業及び

不動産業のGDP（現地通貨）と商標出願区分数
2000年から2008年までの日本、米国における金融・保険業及び不動産業のGDPと第36類の商標出願区分数の推移を図4-3-2～3に示す。

日本における金融・保険業及び不動産業のGDPは緩やかに増加している。第36類の出願区分数は2000年が最も多く、2002年を底に増加傾向に転じたが、2006年をピークに再び減少している。日本における金融・保険業及び不動産業のGDPと第36類の商標出願区分数の関係はみいだせない。

米国における金融・保険業及び不動産業のGDPは毎年大きく増加している。第36類の出願区分数は2000年から2002年にかけて大きく減少した後、2007年まで増加している。米国における金融・保険業及び不動産業のGDPと第36類の商標出願区分数は2002年から2007年までの増加が概ね似た傾向を示している。

第5章 グローバル企業の国際的な商標出願動向

グローバルな展開を行っていると思われる企業の商標出願動向等を調査する。その企業について、主要各国・機関に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。

調査対象企業は、「平成20年度商標出願動向調査報告書 - マクロ調査 - 」(2009年 特許庁)でグローバル企業として選定した、前回の調査対象の主要国・機関である日本、米国、OHIM、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、中国、韓国の半数以上(6カ国以上)に直接商標出願を5年間合計で10件以上している44社を継続して調査した。内訳は日本企業12社、米国企業17社、米国/ドイツ企業1社、英国企業4社、ドイツ企業6社、フランス企業1社、スイス企業3社である。

海外に積極的に商標出願をしている企業の商標出願状況は、国・地域によりおおよそ次のような傾向を示している。

日本企業は比較的に商標の出願対象国を選んで出願する傾向がみられる。自国に次いで中国への出願が多く、米国、OHIM、韓国への出願も比較的多い。一方、欧州への出願では、EU加盟各国への直接出願は少なく、OHIM出願でEU加盟国をカバーしているようみられる。そのため、EU加盟国ではないスイスへの出願は他のEU加盟国に比べると多く出願している。国際登録出願は、一部企業で利用がみられるものの、出願件数は米国企業、欧州企業に比べて少ない。指定国として比較的多いのはスイス、中国、韓国である。また、EU加盟国への国際登録出願では、OHIMとEU加盟国で直接出願と国際登録出願を使い分けている日本企業もみられる。また、国際登録出願で他国の基礎登録を利用し、日本を指定国にしている日本企業もみられる。

米国企業はアジア、欧州に比較的に広く商標出願しており、アジア、欧州を貿易相手国として重視している傾向が見受けられ、自国に次いでOHIM、中国、日本、韓国に出願が多くみられる。欧州各国への出願では、イタリアへの直接出願が幾らか多くみられるが、その他のEU加盟国に対しては広く出願しているものの出願件数は少なく、米国企業も日本企業同様OHIM出願でカバーしているものと思われる。EU加盟国ではないスイスへの出願は比較的多い。また、国際登録出願は、一部の企業を除いてあまり利用されていないが、1社あたりの利用は日本企業より多い。

欧州企業は欧州、米国、アジアに広く出願している。自国と同じくらい米国とOHIMへ出願し、欧州各国への出願件数も多く、中国、日本、韓国への出願も多い。これは、欧州全体を自社のマーケットと捉え、且つ他国への貿易を積極的に進めているためと考えられる。欧州の中では、EU加盟国への直接出願はOHIMへの出願より少ない傾向にあり、OHIMを積極的に利用している企業が多いと思われる。国際登録出願の利用も多く、1社あたりの利用は、日本企業や米国企業に比べ非常に多い。特に、スイス、中国、日本、オーストラリアへの出願で国際登録出願が多くみられる。また、国際登録出願で他国の基礎登録を利用し、自国を指定国にしている欧州企業もみられる。

第6章 総合分析

第1節 これまでのまとめ

1. 各国・機関の商標出願・登録動向

各国・機関における2004年から2008年までの商標出願動向における出願件数と登録件数は、2008年に出願件数、登録件数が共に大きく減少した。特に主要国・機関においての2008年の出願件数の減少が顕著であるが、これは2008年のリーマンショックに代表される米国経済の急速な景気後退が、米国と相互依存関係を深める世界各国の実体経済にも波及し、世界貿易の縮小や保護主義の拡大などから世界的な経済の低迷を招いたことにより商標出願件数に影響したものと思われる。

一方、国際登録出願件数全体は年々増加しており、国際登録出願指定国件数全体も緩やかな増加傾向を示している。2008年の国際登録出願指定国件数ランキングでは、1位は中国で、2位がロシアであり、日本は6位である。出願から登録までの所要日数では、米国、OHIM、韓国が短縮傾向にあり、中国は、2008年に1200日を超えたものの所要日数の増加幅は減少している。これは中国において審査の効率化を図っている成果が出てきたものと考えられる。

出願人国籍別の直接出願状況については、いずれも自国への出願が最も多いが、他国・機関への出願では、米国、OHIM、中国への出願が目立っており、各国の出願人がこれらの国・機関を重視していることがわかる。特にEU加盟国からOHIMへの出願の多さが目立つ。また、他国・機関から中国への出願は多いものの、中国から他国・機関への出願は少ない。日米欧中韓間では、米欧間の出願が相互に多く、次いで他国から中国への出願が多い。日本からは欧米への出願よりも中国への出願が比較的多い。

ニース国際分類*の区分別で出願が最も多い区分は、第35類であり、次いで第9類、第41類である。産業分野別の出願状況では役務分野の出願区分数が最も多く2007年まで年々増加していたが、2008年に初めて減少した。次に機械が多く、次いで、繊維、雑貨、食品がほぼ同程度多くなっている。2008年は全ての分野で出願区分数が減少した。

2. 商標制度の影響

OHIMの欧州共同体商標(CTM)制度が欧州各国の商標出願動向に与える影響を調査した。「欧州におけるOHIMとEU加盟国の商標出願動向」を比較すると、OHIMへの出願件数増加率がEU加盟国への出願件数増加率よりも高く推移している。フランス、ドイツ等のEU加盟の欧州主要国では、出願件数は増加しているものの、OHIMへの出願件数の増加率に比べると劣り、出願件数の少ないEU加盟国は出願件数の減少率も大きい傾向がみられる。これらから欧州各国の欧州共同体商標(CTM)制度への依存度が大きくなっている状況がわかる。

3. 経済・産業の影響

商標出願動向に影響を与える可能性が大きいと考えられる経済・産業状況と商標出願動向の関係を調査した。2000年から2008年までの主要各国におけるGDP(米ドル)と出願件数の関係を比べると、米国と欧州4ヶ国合計ではGDP(米ドル)の伸び率に対して商標出願件数の増加率が低く、中国ではGDP(米ドル)の伸び率に比べて商標出願件数の増加率が高い。

* ニース国際分類は報告書 39 ページ表 1-4-1 参照

但し、中国の出願件数は2006年をピークに若干減少している。欧州主要各国では、全体的にGDP（米ドル）も商標出願件数も概ね同様な増減傾向がみられる。日本ではGDP（米ドル）の伸び率と商標出願件数の増加率に一定の傾向がみられない。また、GDP（現地通貨）と商標出願件数の相関関係では2000年から2008年まで日本では同年のGDP（現地通貨）と商標出願件数に高い相関関係がみられ、その他の主要各国では、GDP（現地通貨）に対し商標出願件数は1年遅れて相関関係がみられた。

主要各国における輸送機械工業と金融・保険業及び不動産業とそれに関連する商標出願区分数の関係を調査した。米国と欧州4ヶ国合計では輸送機械工業のGDP（米ドル）の伸び率に対して第12類の商標出願区分数の増加率が低く、中国では輸送機械工業のGDP（米ドル）の伸び率に比べて第12類の商標出願区分数の増加率も高い。日本では輸送機械工業のGDP（米ドル）の伸び率に関わらず第12類の商標出願区分数の変化はない。金融・保険業及び不動産業のGDPと第36類の商標出願区分数では、米国、欧州4ヶ国合計、英国、ドイツ、フランス、イタリアが同じような増減傾向をしており、中国では金融・保険業及び不動産業のGDP（米ドル）が年々増加しているのに対し、第36類の商標出願区分数は2000年からの急激な増加傾向が2006年に頭打ちになっている。日本では金融・保険業及び不動産業のGDP（米ドル）も第36類の商標出願区分数のいずれも他の国・地域が近年概ね右肩上がりなのに比べて低迷している。

4．グローバル企業の動向

主要各国・機関に積極的に商標出願をしている企業の商標出願状況は、国・機関によりおおよそ次のような傾向を示している。

日本のグローバル企業は、自国に次いで中国への出願が多く、米国、OHIM、韓国への出願も比較的多くみられる。一方、欧州各国への直接出願は少なく、国際登録出願の利用も少ない。但し、日本全体からは2007年から2008年にかけて国際登録出願件数の顕著に増加しており、国際登録出願の利用が進んできていることがわかる。

米国のグローバル企業は、自国に次いでOHIM、日本、中国、韓国への出願が多くみられる。欧州へは、イタリアとスイスに比較的多く出願している。欧州各国への出願件数は少ないものの広く出願する傾向がみられる。一部の企業を除いて国際登録出願をあまり利用していない。

欧州のグローバル企業は、自国と同じくらい米国とOHIMへ出願している。また、中国、日本、韓国への出願も比較的多く、欧州各国へも広く出願する傾向がある。国際登録出願を積極的に利用している企業が多い。

5．関連分析

上記のように、調査対象の主要国・機関においては、2008年に商標出願件数が対前年で減少している。これは、主に経済の影響によるところが大きいものと考えられ、中国を除く主要国・機関においてITバブル後の経済の影響で2000年から2002年にかけて商標出願件数が減少したのと同様と考えられる。

中国では2000年から2006年まで年々顕著に商標出願件数が増加していたが2006年をピークに減少に転じている。これは2007年の年初に中国商標局により実施された施策（「自然人が商標登録出願を行う際の注意事項」）により個人の出願が減少したことが一つの要因であると

考えられるが、2007年より2008年の方が対前年で減少幅が小さくなってきていることから、減少傾向は一時的なものと考えられる。また、中国では出願件数の増加によって出願から登録までの期間は長期化しているが、審査処理促進のため、部署の新設（5部門）、審査アシスタントの採用（2008年400名）を行い、処理能力を強化し、審査期間の短縮化を図っているため、2008年には出願から登録までの期間は、2005年以降初めてその長期化に歯止めがかけられた。

米国、欧州では2008年のリーマンショックに代表される経済状況の悪化があり、米国、英国、ドイツのように出願件数へ影響がでた国も多くみられるが、2002年以降2007年まで出願件数・出願区分数は概ね増加傾向を示している。EU加盟国の出願人は、EU加盟国に出願する場合にOHIM出願を非常に多く利用している。また、欧州各国の出願人は国際登録出願の利用も多いが、OHIMに対しては直接出願を多く利用している。欧州のグローバル企業の多くも自国同様にOHIMや米国への出願が多く、国際登録出願の利用も積極的である。これは自国以外にも欧州一体を広く市場として考えているためと思われる。一方、米国からは中国、OHIM への出願件数は多いが、国際登録出願の利用は多くない。

第2節 各国・地域への商標登録出願戦略

日本企業がビジネスのグローバル化を進めるにあたり、海外へブランド展開を行うには、適切なブランド戦略と商標出願戦略が必要である。海外における商標出願においては相手国へ直接出願するか、適用できる場合、OHIM への出願又は国際登録出願の制度を利用するか、という選択も重要である。商標出願にあたって特に考慮すべきと考えられる点について、中国、アジア諸国（中国を除く）、欧州、米国に分けて整理した。

1．中国

中国は我が国企業のみならず、世界のグローバル企業にとって魅力ある市場であり、中国全体の出願件数が2006年をピークに減少傾向にある中、他国籍の出願人による出願件数は年々増加している。米国国籍、日本国籍、ドイツ国籍の出願人による出願は多いが、特にドイツからの出願の約80%は国際登録出願である。一方米国からは約17%、日本からは約15%と何れも2007年に比べると増えているものの、国際登録出願の利用は少ない。2008年の商標出願件数は年間約70万件で、2006年の約77万件からは減少しているものの世界第1位である。但し、中国における出願件数は、2009年に再び増加に転じたとの指摘もあり、減少は一時的なものであったと思われる。

中国の地方政府のホームページによれば、地域によって商標出願奨励金等の政策もあり、これが中国における商標出願件数の伸びてきた理由の一つとも考えられる。また、日本からの出願においては、ブランド名に英文字プラス中文の必要性から商標を出願する傾向や、費用との関係はあるものの、防御目的で本来関係のない区分にも出願する傾向から出願件数が増える事情もある。一方、直接出願において出願から登録に至るまでの所要日数は1200日を超えている。中国商標局は所要日数の短縮化を図っており、2010年にはファーストアクションまでの期間を10カ月にすることを目指している。今後審査期間は徐々に短くなっていくものと考えられるが、未だ相当長期間であり中国に対するブランド戦略上考慮すべきである。尚、国際登録出願を利用すれば18ヶ月で権利化できるが、セントラルアタックのリスク、指定商品・役務の違い、中国からの拒絶理由通知に対する応答期限が15日と短いこと等の現状

は留意する必要がある。

2．アジア諸国（中国を除く）

アジアの多くの国で商標出願件数が増加傾向にある。2009年10月の財務省の貿易統計によると、日本からアジア（中国を除く）への輸出額が増加し、全体の輸出のけん引役となっている、との報告もあり、今後の貿易相手国としての重要性が増してくると考えられる。

日本からの商標出願比率は、2007年までタイ、台湾、香港ともほぼ横ばいであったものが2008年に多少増加した。また、シンガポール、フィリピンは2007年まで減少傾向であったが、フィリピンは2008年に出願件数が増加している。しかし、アジア諸国（中国を除く）でマドリッド協定議定書に加盟している国は、韓国、シンガポール、ベトナムのみであり、他の国は未加盟であるため、日本からの商標出願でアジア諸国に対して国際登録出願を利用することに限界がある。未加盟の国に対しては商標の直接出願が必要である。

3．欧州諸国

欧州各国で商標の保護をするには、欧州各国の知的財産権庁への直接出願、国際登録出願による欧州諸国の指定、EU加盟国の場合、これらに加えてOHIMへの直接出願、国際登録出願によるOHIMの指定の選択肢がある。欧州国籍の出願人は、EU加盟国に対してはOHIMへの直接出願が増加しており、その他の国に対しての直接出願件数及び国際登録出願件数は減少している。一方、OHIMへの国際登録出願件数は増加している傾向がみられた。我が国の企業が欧州へ出願する際にも、OHIMへの出願が多い傾向にある。また、OHIMへの国際登録出願も2007年（22.1%）から2008年（23.0%）に僅かながら利用割合が増えている。今後もEU加盟国への出願に際して、国際登録出願の利用も含めてOHIMへの出願が多くなるものと考えられる。しかしながら、OHIMへの出願ではEU加盟国全てをカバーする商標権の取得が可能な半面、EU加盟国の一カ国において取消し、無効が確定した場合には、他のEU諸国においても権利が消滅してしまうことに留意する必要がある。

4．米国

米国については、2007年まで出願件数・出願区分数及びGDPが持続的に増加している。2008年は対前年で出願件数・区分数共に減少しているが、これは経済的な影響と考えられる。2003年11月にマドリッド協定議定書の効力が発生して以来、米国で受付けた国際登録出願件数も米国を指定国とする国際登録出願も年々増加している。日本から国際登録出願経由での米国出願割合は、まだ17.6%と少ないが、2007年（16.8%）よりやや高くなっており、少しずつ国際登録出願の利用が進んでいる状況が分かる。米国へは、直接出願と国際登録出願経由の出願が考えられるが、何れのルートで出願するかは、国際登録出願の特徴を踏まえて検討すべきであろう。また、米国は「使用主義」を採用しているため、登録後に商標を使用し続けないと、商標権は有効に存続し得ないし、更新もできない、ということ及び、逆に、米国では商標を使用さえしていれば権利が発生し、その商標については登録されていなくても、商標権として保護が可能である、ということに留意が必要である。